

一時保育事業の利用について

病気やけが、就労、求職活動、
家族の看護・介護、リフレッシュなど
ご家庭での保育が困難な時に
ご利用ください。

(1) 利用対象児童

●登米市内に住所を有し、保育施設や幼稚園に通っていない1歳以上の未就学児を対象とします。
(利用開始日を基準とした満年齢)

※市外に住所があり、出産、介護等の理由により、一時的に登米市に滞在する方も対象となりました。
登米市子育て支援課までご連絡ください。

(2) 利用の流れ

①保護者

電子申請または各総合支所で、利用申請してください。

②市

内容確認後、承認通知を発送します。

③保護者

承認通知が届き次第、施設に連絡してください。

④保護者

事前面談があります。記入した一時保育利用カードを持参してください。

利用開始

翌月に利用料金支払いの納付書を送付します。
期限内に指定金融機関で支払いをしてください。

(3) 実施施設

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 利用可能時間 | 対応曜日 |
|---------------|---------------|--------------|------------|------|
| 南方子育てサポートセンター | 南方町新高石浦 130 | 0220-58-5558 | 8:30~17:00 | 月~金 |
| ゆりかご保育所 | 中田町石森字茶畑 19-5 | 0220-34-5706 | 8:00~17:00 | 月~金 |

※祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。

(4) 利用料金

| 利用時間 | 利用料金 |
|------------------|----------|
| 4時間以内 | 1,000円/日 |
| 4時間を超え 8時間まで | 2,000円/日 |
| 8時間を超え 11時間まで | 2,500円/日 |

留意事項

- ①施設の行事及び職員配置等により、希望通りの利用が難しい場合があります。
- ②申請からご利用まで、1週間程度必要となります。余裕をもって申請してください。
- ③ご利用は、連続して2週間を限度としております。利用状況に応じて調整させていただく場合があります。
- ④お子さんに障がいがある場合や、ふたご・みつご等の場合は、申請時に申し出てください。